2020.2.28　中河内障がいフォーラム

精神障がい者への差別って何？

山　本　　深　雪

大阪精神障害者連絡会（ぼちぼちクラブ）代表
大阪市天王寺区生玉前町5-33
TEL/FAX　06-6796-9297
http://www.bochibochi-club.com/

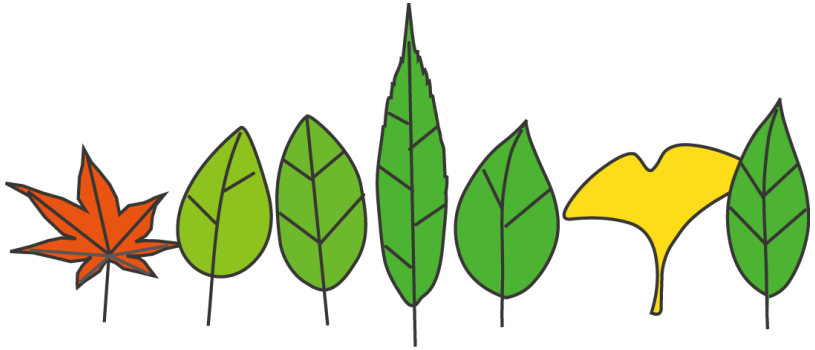

障がい者差別解消法

- 1985年、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するもの
- 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に　人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、2013年（平成25年）６月に制定された。
- 日本は、本法の制定を含めた一連の障害者施策に係る取組の成果を踏まえ、2014年（平成26年）１月に権利条約を締結した。

何が差別か？　法により、民間事業者も対象に入っています。

- 障がいを理由とする不当な差別的取り扱い–「禁止」
- 障がいへの合理的配慮–「努力義務」から「法的義務」へ

私たちの経験

（１）住宅の契約
（２）町内会との関わり
（３）精神科病院で
（４）就職の面接時
（５）仕事場ー配置転換・高齢者ディケアなど
（６）商店街で

住宅の契約：私たちの経験（１）

- 不動産屋で、生計は？→生保で→なんで？→病気で→どこが？→統合失調症で→どうなる？→不眠等
- 仲介業者は契約書を出し、記入をした。翌日、電話が入り『大家さんが、暴れたり騒いだりするんじゃと不安がっているのでダメになった』
- →地域生活支援センターのスタッフ同行して『この方は毎週支援センターに通っていて体調も安定しているのでご心配なく。もし不安がある折は私達が部屋に訪問をしますので、心配は要りませんよ』→大家に伝えます→×の態度は変わらなかったと連絡があった。
- 悔しかった。が、入る先を探していたので、次の物件を探すしかなかった。

住宅の契約：私たちの経験（２）

- 不動産屋の窓口で『大家が、生活保護にはよう貸さんという』
  →結局、貸してくれる物件を探すしかなかった。
- 『生活保護は、確実に払われるので、安心』という大家が数的には増えた。
- グループホームとして利用したいと申し出→『数人の共同住まいと言うて何件か別べつに借りて』→では今は仕方ないが、先々精神障がい者のグループホームとして契約できる物件の大家探しに協力して。→一緒に探しましょう。
- 契約できたが、「階段の上り下りがうるさい」「鍵をしめたか確認する音がうるさい」と週に3日は階下の隣人より言われている。しんどい。

住宅の契約：私たちの経験（３）

- 不動産屋で、賃貸住宅の契約書に「精神障がい者は出て行ってもらう」と記入してあった。
- 契約を交わそうとしていた本人が不安を感じて、地域生活支援センターの職員や地域のソーシャルワーカーに相談をした。
- →どういう経緯で、上記文言が入ったのか、大家である会社に上記の者らで質問をした。
- 差別条項であった旨、大家の会社は認めた。
- →本人への謝罪をし、新しい契約書に変更をした。

町内会：私たちの経験（４）

ある日町内会福会長の来訪

『火の始末で不安がっているので退去してもらう』と

突然の通達。驚いて後日、なんで？と訳を聞きに行ったが、『決定は決定』とこちらの気持ちや現状は一切聞いてもらえなかった。

弁護士会に相談に行った。声の録音など証拠をとるように助言された。関係のギスギスは消えず。

町内会：私たちの経験（５）

それまで個人宅として使用してきた家を、グループホームとして利用しようとし前日に挨拶に。その日の晩、会長より『反対の意思表示が多数。やめてくれ』→そういう訳にはいかない。何が問題か？→晩の間に何か問題が生じたら不安。夜間の職員を配置してくれ。→バス停までは職員が付き添ってくれ。→初めの１年はそれを守るという契約書にサインすることを条件。→5年経過している。まだ夜間の職員はおいてくれという。１人歩きの散歩は可能となった。

精神科病院で：私たちの経験（６）

保護室に入るようにいわれ『トイレの水、飲めるよね』と言われてぎょっとした。

私は嫌だ、あなたたちが飲んでいる水を持ってきて、というと紙コップを持ってきた。

こんなことを口にする事が差別だ。

就職の面接時：私たちの経験（７）

パート採用面接で、受診歴を言う→「そんなんで仕事できますか？」 →とっさに返事できず黙ってしまった。言い方が、不愉快だった。不採用になった。

今なら「時間が短いから働けます」「診察の曜日が休みが取れたら大丈夫」と言える。

准看資格をとる学校：私たちの経験（８）

実習の前に、うつ病の診断書を提出。→実習不許可と言われ、

２年留年。→「転校するか、大検をとるしかない」と対応が冷たかった。

「治ってから〇〇する手段もあるんやで」と希望の持てる方向で話して欲しい。

「ちがう生き方もあるんやでー」と世間の情報を教えてほしい。

希望が持てないことが症状以上に苦しかった。

仕事場：私たちの経験（９）

15歳～31歳まで仕事をした。３０歳、医師の診断書で１ケ月休んだ。そろそろ復帰しようと考えた時

「戻ってきても、もうお前の仕事はない」と言われて、倉庫番に追いやられた。

仕事の内容が変わりすぎて、夜眠れなくなり、いけなくなった。

私の気持ちを聞いて欲しかった。

仕事場：私たちの経験（１０）

法人の病院で、きちんと手続きして病気休暇をとった。

家に電話があり、「きつくて大変なら、休んでいても仕方ないから、早く辞めろ」と連絡があった。

他の人の担当分が増えて大変だからという理由だったが、なぜ病気休暇が認められないのか。

精神科の病気だったからとしか思えない。信用していたのに悔しかった。

仕事場：私たちの経験（１１）

- パートのヘルパーとして、統合失調症の薬を飲んでいることをオープンにして入った。
- しかし、朝８時～午後５時と正規職員と同じ時間帯で週３日の勤務といわれ、配慮がないなと感じた。
- 自分では一生懸命仕事をしても、「遅い！」と言われる。プレッシャーで手元がゆるんで高齢者をしりもちつかしたら「事故!!」と怒鳴られた。
- また名前とホールの席の場所をなかなか覚えられなくて苦労した。協力や配慮がなくて、できへんのはできへん者のせいや！と責められた。自分なりに頑張ったが、配置転換で身体障がい者のオムツを床頭台の下に補充する作業に変わった。よくオムツ交換をするので、頻繁に補充をしていかねばならず、追いつくのが大変だった。そこでも「おそい！」と追い込まれて辞めるしかなくなった。
- ２～３人でグループワークしてよいなど、工夫して、僕のままで働くことを認めてほしかった。

商店街で：私たちの経験（１２）

住宅近くの商店街で一度発作で倒れたことがあった。薬は飲んでいる。

後日、ある商店に入ろうとしたら、「うちには入らんでくれ」と入口で通せんぼされた。たこやきを買いたかっただけなのに、なんでやねん。聞いたら、２人がかりで腕をつかまれて外へ連れ出された。道に押し倒されたので、その手をどけようとかんだ。

すると客に喧嘩だと、警察がとんできた。僕だけが連れていかれた。喧嘩なら両成敗やろうに。

後日、けがの損害賠償が求められた。持参した母に、「ここの前の道を通るな、引っ越しをしてくれ」といわれて、母が別の場所に住宅を引っ越した。もやもやしている。

親族による監禁などの虐待（１３）

- 1993　神戸市西区、農家の旧牛小屋監禁、33歳男性餓死　　朝日新聞社会部記者より
- 1994　和歌山市、両親による無視放置、医療費支払×、19歳男性面会により（代理人をつけ退院）
- 1995　奈良県、両親蒸発・祖母により放置、20歳男性イレウス死亡面会により
- 1996　大阪市淀川区、両親による絞殺、33歳女性　　新聞報道
- 2009　八尾市、父親による絞殺、四肢切り、死体遺棄　　新聞報道
- 2017　寝屋川市、両親による小学６年～33歳までの監禁致死新聞報道
- 2018　三田市、知的障害、監禁　　新聞報道
- 2019　堺市、３件の虐待→入院

長期の精神科病院への入れっぱなし（１４）

入院している精神障害者は、とうに地域での生活を、介助を利用しながら暮らしていけるようになっているにも関わらず、

親族は、入院に至った経緯にこだわりを持っていて、退院に反対を表明する場合、

医療機関側のソーシャルワークが弱いと、数十年間もいれっぱなしという事態が起こっている。

こうした社会的入院は、人権侵害である、と精神保健福祉審議会でも意見具申している。（2000年５月）

現場での合理的配慮をすすめる為に

障害者の思いを聞くことが、まずは一番大事なことである。

双方互いに冷静になれない時は、第三者にかんでもらうこと。

焦らず時間をかけて、ゆっくりと考え、相談機関の力も借りること。

障がいの特性に応じた休憩時間の取り方などルールを定めること。

これまでの慣行を柔軟に見直す力量を見につけること。

→そして各々の場面で環境の整備を積み重ねて、障がいのある人に適切と思われる配慮を提案していける場面をもうけて、互いの考えを前向きに出し合うこと。

事業者における研修や啓発

障害のある人に対する差別は、本人のことを知らないことが多くの原因です。

精神障がいの場合は、薬を飲んでいることから

全身に疲れやすさが生まれやすくなっています。

疲れたら横になれる場・休める場・そうした雰囲気が欠かせません。

さいごに

精神障がい者に対する差別について、少しはご理解していただけましたでしょうか？

障がい者差別解消法が制定されても、まだまだ世の中に偏見や差別は存在します。

いわれなき差別をなくすために、今後もともに取り組んでいきましょう。

ご清聴ありがとうございました。